

平成29年（2017年）3月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成29年3月2日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成29年3月3日（金）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

（うち遅刻議員）

8 番 入江康仁

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内 康雄
会計管理者	玉津 武幸	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上野 和彦	危機管理課長	水谷 法夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	中村 吉伸
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	堀 秀俊
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	石倉 充能	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	久保 建作	海山総合支所長	玉津 裕一
教 育 課 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	宮原 俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村 能行
書 記	奥川 賀夫	書 記	上野 隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

7番 近澤チヅル 9番 家崎 仁行

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

玉津充議長

皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人であり、定足数に達しております。

また、8番 入江康仁君より所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

議事に入る前にご連絡申し上げます。

一般質問通告書の受け付けの締め切りは、本日の午後1時までとなっております。締め切り時間に遅れることのないよう、ご注意ください。

玉津充議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。議事運営上、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

日程第1

玉津充議長

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

7番 近澤チヅル君

9番 家崎 仁行君

のご兩名を指名いたします。

玉津充議長

次に、各議案の質疑に入りますが、質疑の回数については、議長が宣告した議題につい

て3回以内となります。予算など1つの議案を分割して質疑を行う場合は、議長が宣告した範囲ごとに、3回以内で質疑が許されることとなります。

なお、委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は、委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願い申し上げます。

日程第2

玉津充議長

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第2 議案第1号 紀北町健康増進施設条例についてを議題とします。

質疑される方はありますか。

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、1号議案の健康増進施設条例についての質疑をいたします。

これは、2月15日に、全員協議会がありましたので、その内容も含めて、ちょっと質問したいと思うんですけども、まず1点目なんですけども、第4条のところに、休館日ですね、これは日曜日、祝日ということで、条例で規定されているんですけども、これは前回の、前日の全協でも言いましたけども、課長答弁では、他の同じような施設を鑑みて、日曜日の祝日等の入込客が、少ないであろうということを想定して、条例を決められたという説明がありました。

まず、その時、町長答弁としては、今後、変更もありえるということをおっしゃったので、確かに他地域では、そういう状況もあると思うんですけども、地域性ということもありますので、今後、この運営された加減で、また、そういう要望が多い時は、町長も答弁されましたように、変更もありえるということで、理解していいのか、その1点目と。

あと2点目なんですけども、第7条の点なんですけども、健康増進施設を利用できる者は、15歳以上（中学生を除く。）とする。ただし、講座、教室等で利用する場合は、この限りでない。ということなんですけども、例えば、小学生の子が親に連れられて一緒にきたという場合は、その小学生の子は入れないのか。

なぜ、この中学生以上、15歳以上と規制したのか。水深の深さとかの考慮もあるのかなと思いますけども、その点についての答弁を求めます。

あと別表で、1人当たりの使用料ということで、今回、1回当たりの使用料1,200円、月額使用料8,000円と、先ほど、昨日の課長の説明では、これは、今後は町外・町内を決めていくということを言われたんですけども、この金額、1,200円、8,000円につきましては、全協での説明と、金額がちょっと違うと思うんですけども、どうして、こういう金額、全協では確か町内は、一般800円ということで聞いていたんですけども、この点が、どうして全協の説明から変わったのか。また、あとそのことについては、指定管理者と決めていくという説明があったんですけども、ある程度、条例でこの1,200円、8,000円を決めるということは、これがもう決まっていくということで、理解しているんですけど、あとの金額について、どういうふうになっていくのか。3点についての答弁を求めます。

もう1点、あとこの条例は、平成29年4月1日から施行するということなんですけども、これは一応11月、今年の11月にオープンということでしたんですけども、これはなぜ4月1日から施行するということになったのか、この4点についての答弁を求めます。

玉津充議長

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

それでは、お答えさせていただきます。

まず、第4条のですね、休館日について、変更は今後ありうるのかということでございますが、このことにつきましては、先進事例等を参考にしまして、こういう設定をさせていただきました。そして、こういう形でスタートさせていただこうというものでございます。

今後ですね、運営状況、あるいはその利用者の方々の声というものを、また、勘案しながら、変更というものはありうるというふうに考えてございます。

続きまして、第7条の、15歳以上（中学生を除く。）というところでございますが、この施設につきましては、健康のために使っていただく施設でございまして、利用者の方がですね、自主・自立的、自発的にですね、使用していただくということが基本になります。ですので、レジャープール等とは、少し線引きをした形でのですね、やっぱり管理していくべきだろうと。それが利用していただく方にとって、快適に利用していただくということにつながるというふうに考えております。

中学生以下の子どもたちにつきましては、講座やスクールというものを開設いたしますの

で、そちらのほうで十分対応していただけたらと思っております。

それから、別表についてでございますが、この金額につきましては、あくまでですね、使用料の料金の上限を定めるというような形で、設定をさせていただいております。昨日も説明させていただきましたが、実際の利用料金につきましては、これを上限としまして、地域の事情ですとか、利用しやすさですとか、ということを勘案しながらですね、現実的な価格というのは設定していくというふうにしてございます。

それから、最後に施行日の、29年4月1日でございますが、開館オープンにつきましては、11月ぐらいになるというふうに予定してございますが、年度を明けましたら、今度はその運営管理のほうにもかかっているかなければいけません。それで、指定管理者の指定とかというものもございまして、29年度にオープンする施設ということで、29年の4月からというふうにさせていただいております。

以上でございます。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、まず1点目の第4条、これはね、先ほど答弁されましたし、町長も答弁されてますので、先ほども申しましたけども、やはり先進地を参考にしたいと言っていますけども、地域性もありますので、その点については、運営した後でも考慮していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

あと2点目の第7条なんですけども、今の課長答弁では、健康のためということでしたんですけども、やはり紀北町の初めての大きな増進施設ということで、子どもさんを連れて、いうたらちょっと水泳を教えようかと、親子で来る可能性も、大いにあると思うんです。その時に子どもさんは、規定上、無理ですと、断るのかどうか。

だから、確かに健康増進施設なんですけども、中学生以下でも健康増進したいというお客様もみえて、一緒に来るという可能性は、大いにあると思うんですけども、例えば、僕が心配するのは、トラブルが発生するんじゃないかということが思いますので、こちら辺はもう少し寛容的に考えられたほうが、いいんじゃないかなという気がしますので、再度これは答弁を求めます。

あと、もう1点、使用料のほうなんですけども、今の課長答弁でいけば、全協での説明からなぜ変わったかということに対する答弁漏れを、もう1点と。あと、上限を決める

とするならば、これは1,200円以内、800円以内とするべきじゃないかと思えますけども、その点についての答弁を求めます。

玉津充議長

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

15歳以下の使用について認めないということですが、確かにそういうことも、想定としてはいたしました。親子で水泳を教えたいということも、確かにあろうということも考えておりました。

しかしながらですね、当町には他のプールもございますし、そういうところでは、一緒に泳いで、教えていただくこともできます。やはり最初は、スタートとしては、大多数の利用していただく大人の方の利便というのを、優先的に考えようというふうにしたものでございます。

こちらについてもですね、これがもう全て最後まで、いくということではございませんので、また、運営をしながらですね、そういう声なりというものがあつた場合は、また、考慮して検討していくというものになると思います。

それから、別表の使用料についてですが、これは全協から変わったということではなくて、全協ではですね、ただいま考えている、利用料金の案ということで、お示しをさせていただきました。そのものについては変わってございません。昨日も説明の中で、言わせていただきましたが、町民の方の一般の方については、月額で消費税を除かない額ですけども、5,000円、60歳以上を4,000円、70歳以上を3,000円、1回あたりについても、議員がおっしゃられた、一般の方については800円、60歳以上の方については、600円ということで変わってございません。

ただ、この条例を設置する場合はですね、上限を定めるというところで、こういう形で、これ以上は利用料金を、今後、考えていく中でも、上がることはないよというところで、設定をするというような形になっています。

それならば、以内とか、以下という言葉をつけるべきではないかというご指摘でございますが、それにつきましてはですね、第19条を見ていただきたいんですが、議案書の5ページに、第19条、利用料金について記載してございます。その中の第3項にですね、利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、というふうにならうたってございますので、特に、以下とか以内ということは、つける必要はございません。

以上でございます。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

いろいろ答弁を求めたんですけども、基本的に、その15歳以下とか、いろいろこう、いろんなことが、いざ運用した場合に、いろんな場合が想定されると思います。基本的には、せっかく良いものをつくったんだったら、利用者の方にも気持ち良く使っていただきたいと思いますんで、先ほど、課長の答弁でもありましたように、今後、そういう方を臨機応変にしていく、条例も変えられるようでしたら、また変えていただきたい。

それで、また、指定管理される団体とも、よく話し合っただけでなく、トラブルのないように、使い勝手のいい、利用者の方々が使い勝手のいいような施設になっていただきたいと思いますので、その点も含めて、今後、運営のほうを指定管理者とも、十分な協議をもって、していただきたいと思いますので、その点どうぞよろしくお願いします。最後に答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のご指摘、もつともだと思います。我々といたしましてもですね、利用される方、それから指定管理者、そういった方とも、お話をしていきたいと思います。特に、親子ということでは、随分、我々も議論しました。子どもたちだけではですね、明らかに深さも、1 m 20ありますんで、危険ということで、これはもう無理だろうと。それで、飛び込みとか、勝手に遊びますので、レジャープールとは違うよという。その親子で行きたいよねと、この話はですね、十分してまいりました。

しかし、今、指定管理者もですね、これからされる方でございますので、そういったことも踏まえてですね、今後、議員おっしゃったように、より良い町民の方が利用しやすいことも考えまして、今後、条例なんで、また議会の理解を得てですね、変えるべきところは変えていきたいなと思います。よろしくお願いします。

玉津充議長

ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第3

玉津充議長

次に、日程第4 議案第3号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第2号の、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正ということで、26条が追加されたということですが、これを詳しく説明してください。

玉津充議長

ちょっと答弁の前にですね、私が今、日程第3 議案第2号というところを、議案第2号を抜かしたそうなので、訂正させていただきます。

それでは、答弁を、濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

お答えいたします。

26条でございますけども、26条につきましてはですね、今回のですね、改正につきましては、地方公共団体がですね、個人番号を独自に利用する場合における、情報提供ネットワークシステムを利用したですね、情報連携が始まるということでございます。具体的にはですね、一括して管理している情報をですね、利用する場合のですね、システムが稼働するということとなります。

この稼働の時期については、29年7月からということでございまして、そのシステムを利用する際のですね、さまざまな条項についてですね、追加をするということで、例えばですね、市町村におきましては、法律によりまして、税あるいは国民健康保険、福祉などの利用が想定されておりましてですね、それに条例でですね、定める部分ということで、福祉医療などもですね、利用可能となるということでですね、その利用可能となるものについてですね、新たに条項を定めたということでございます。それによりましてですね、今回、うちの

ほうの個人情報保護条例の中で、そこを引用しております条文がですね、ズレが、条のズレが生じたということですね、その条ズレ等を直すというふうなことが、今回の趣旨でございます。

以上でございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

いよいよマイナンバーですね、利用の拡大が始まるのかなという思いなんですけれども、これで個人情報がですね、拡大して、情報が流れるんじゃないかなという不安もあるんですけれども、そういうところの規定とかは、今回この中には含まれ、よりそのところには、こういうシステムが加わったとかというところは、ないんでしょうか。情報漏れとか、そういう国民が不安に思うところの点ですね、それはどうなのかどうか、お伺いします。

玉津充議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

このシステムにつきましてはですね、いろいろな利用にするということで、今後、金融機関等にですね、利用するであるとか、いろいろ民間利用についてもですね、今後、進められるということの中でですね、それをしっかりとチェックしていくというふうなことの中では、例えば、情報ネットワークシステムにですね、コアシステムにアクセスした記録などをですね、保存するサーバーも付けたりですね、どういった方がどのように利用したかというのがですね、わかるような、そういったことになっておまして、そういったことで、ある程度、アクセスを制限するといいますか、監視していくというふうなことも含めて、できるようになってございますので、その辺りについては、国のほうのことになりますけれども、特に問題ないようにやっているというふうには考えております。

以上でございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

それでですね、施行日が、先ほどの説明は、法律はなんか聞き間違いかもしれませんが、29年7月にできるんですけれども、8ページには、29年5月30日から施行するというように

なっているんですけども、そこら辺は、これでいいのだと思うんですけども、違いはどうか。

玉津充議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

条例施行日につきましては、5月30日ということで、なってございますけども、私が申し上げましたのはですね、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用の中でですね、そういった活用をする。実際、具体的な日がですね、7月ということになっておりますので、そういうふうに申し上げました。

ただ、条例については、それ以前にですね、整備していくということで、5月30日の施行ということでございます。

以上でございます。

玉津充議長

ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第4

玉津充議長

次に、日程第4 議案第3号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第5

玉津充議長

次に、日程第5 議案第4号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第4号なんですけれども、この法律、地方公務員の育児休暇などに関する法律の改正というところで、働きながら子育てをされる方とか、介護される方の利用の範囲が広がった改正だと思いますが、具体的には、どのように使いやすくなったのか、説明をお願いします。

玉津充議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

今回の改正によりましてですね、具体的な部分としましては、育児休業等の対象となる、まず、子についてですね、職員が特別養子縁組の成立について、家庭裁判所に請求したものであって、当該職員が厳に擁護する者等を含むということで、この範囲を広げたということが、まず1点でございます。

それから、職員がですね、要介護家族の介護するためにですね、3回を超えず、かつ、合算して93日を超えない範囲内で、休業することができるということで、これまでは1回ということになっておりましたのを、分割してとれるというふうなことになってございます。

それから、大きなものとしてしましては、先ほど申しました、介護の部分なんですけども、介護のですね、家族の介護をするためのですね、部分休業が可能になったということございまして、2時間を超えない範囲でですね、例えば育児等も含めて、それが可能となったというふうな点がですね、新たに使いやすくなった部分というふうなことでございます。

以上でございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

この法律改正でですね、条例を改正することで、以前よりも使いやすくなったということ

ですが、今までの条例の中でですね、このような貴重な、休暇の条例があるんですけども、利用された方が、今までではなかったということですが、より利用しやすくなる、そういう方向も踏まえて、やはり皆さんに周知していただきたいと思うんですけども、そのところはどのように考えておられますか。

玉津充議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

この地域ですね、親との同居とか、その辺りがあって、例えば育児に関してはですね、そういうところでのお願いがあって、なかなか育児休業とかですね、特に男子については、まったくないというふうな状況でございますけども、こういった制度がありましてですね、今後、こういった制度を活用しながらですね、働きながら、両立を支援して、仕事と育児、あるいは介護をですね、同時にしていくというふうな部分ではですね、こういった制度ができたよということを、職員のほうにしっかりと周知してですね、利用しやすいような、回りからも利用しやすい雰囲気っていいですかね、そういったものをつくりながらですね、活用しただけのように、していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

活用しやすいようにということで、これは勿論、正職員の条例かなとも思われますが、嘱託職員さんにも、これが適用されるのかどうか、お伺いします。

玉津充議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

嘱託職員ですね、臨時職員等につきましてもですね、一部、期間的なものが少し短くなるとかいうのもございますけども、ただ、利用できるということになりますので、はい、そういうことでございます、はい。

玉津充議長

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第6

玉津充議長

次に、日程第6 議案第5号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第7

玉津充議長

次に、日程第7 議案第6号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

引き続き、質疑させていただきます。

オートキャンプ場の利用料金の変更なんですけれども、町が運営する施設といたしまして、黒字を出している施設だと思うんですが、今回の値上げは、どういうところから、値上げをすることになったのかどうか。今でも黒字なのに、値上げして、利用客が減るのではないかなという不安もありますので、そのところを詳しい説明をお願いいたします。

玉津充議長

石倉商工観光課長。

石倉充能商工観光課長

近澤議員のご質問に、お答えいたします。

料金ですね、変更というのはですね、前々から他の、県内にもキャンプ場という施設はございまして、そちらのほうでも、シーズン料金というのは設定いたしております。オートキャンプ場につきましてはですね、もともとお安いところから、皆さんが利用されているところもございまして、他のキャンプ場の施設とも比較した結果なんですけども、シーズン料金を導入して、夏の忙しい時期にも、混雑を避ける意味合いもございまして、冬場の利用の少ない時にはですね、料金を下げることで、利用を促進するという意味合いから、今回、料金のほうを変えるという流れに至っております。

以上です。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

先ほどもですね、料金のところで、町長が指定管理者の、福祉施設のところでですね、指定管理者の方とも相談をしたいというお話もありましたけれども、これも指定管理者の方とも相談をされて、こうなったのかどうかというのと、昨日の説明では、繁忙期って、今も季節というのはおっしゃいましたけど、具体的に何月から、何月と何月はこうなるとかというのが、あると思うのですけれども、それは規則で定めるのか、そこら辺のことも含めて、答弁をお願いします。

玉津充議長

石倉商工観光課長。

石倉充能商工観光課長

お答えいたします。

指定管理者とのお話し合いということなんですが、こちらはもちろん決めるにあたって、決めるというか、案を出すにあたってはですね、指定管理者の方とも、ご相談をした結果でございまして。

次に、繁忙期はいつになるのかというお話なんですけども、ちょっと説明が長くなりますが、繁忙期というのは、平成29年度のお話しでさせていただきますが、こちらのほうは、予約の関係でですね、7月からシーズン制を導入するという流れなんですけども、繁忙期は7月1日から9月3日の日曜日まで、夏休み期間ということになります。9月につきましては、

通常期はですね、9月4日から11月30日までと、12月30日から1月1日まで。閑散期といたしましては、12月1日から3月31日までの先ほど申しました、通常期といわれている、12月30日から1月1日の間を除いた期間となります。

それ以降の話になるんですけども、4月から7月の間というのは、通常期という扱いになると考えております。

以上です。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

期間も、最近ほかの、どっかへ旅行する時なんか、予約をとりますと、行きたい時はわりと高いんですね。皆さんが利用したい時は。そういうものに合わせたのかなという思いもありますけれども、これで使用料をですね、増加を、どれぐらい見込んでいるのか。それとも、使用料はあまり影響ないと、お考えでの改定なのかどうか、お伺いします。

玉津充議長

石倉商工観光課長。

石倉充能商工観光課長

お答えいたします。

あのですね、平成27年度の実績に置き換えた場合のお話でさせていただきますけれども、平成27年度の利用実績に、今度、改正する料金を置き換えた場合なんですけど、実質、利用料としてはですね、730万円近く増収となります。実際のところなんですけども、指定管理者さんのほうに渡る分の報償費もありますんで、その30%ということになりますんで、町としては約220万円ぐらいの収入が、差し引き増えるということになります。

以上です。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ね、今、高いところの部分、議員お話ししたように思うんですけど、我々はキャンプinn海山、今、ハイシーズンというか、そのところお客さん、たくさん来ていただいています。しかし、我々の求めているのは、通年制を求めている部分がありますんで、今、10月、11月でも、テントを張ったりしているんですよ。ですから、我々としては、そういったお

お客様があまり来ないところですね、下げることによって、そういう利用もしていただくという通年制も求めていますので、そういった部分を、指定管理者とですね、いろいろとお話ししながら、どうすればいいかなというようなことで、こういう設定をさせていただこうということになりましたので、我々としては、せっかくの銚子川が、今ですね、水遊びばかりじゃなしに、自然を楽しむという方が大変増えています。

それから、銚子川流域にトレッキングコースも設定したりとか、ありますので、そういった方々も、いうたらオフシーズンのような時に、使いやすい料金設定という考え方もありますので、そういう全体の通年制を考えた上での、料金設定とお考えいただければ、ありがたいと思います。

玉津充議長

ほかに質疑ございませんか。

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

今の質問に対しての、質疑に対する関連なんですけど、このオートキャンプ場の利用者の方のですね、アンケートと申しますか、町外の方が利用されておられるのか、町内の方が、そういった点は、何故この質疑をするかといいますと、やっぱり町営の施設でありますので、いわゆる町民とですね、町外の方との区別といいますかね、そういったものもあるのかないのか。実際にそういったデータがありましたら、やはり、町外からですね、たくさん利用していただいて、お金をたくさん落としていただくといいのも、一つの考えかなと、そういった意味合いでちょっと質疑させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

玉津充議長

石倉商工観光課長。

石倉充能商工観光課長

樋口議員さんのご質問に、お答えいたします。

ほとんどが町外の方でございます。ですので、宿泊を伴う部分については、このような季節料金の設定はしてございますが、デイキャンプとして、町内の方も利用しうる可能性のあるサイトについては、料金はもうシーズン制の導入はいたしておりません。ですので、表といたしましては、デイサイトと書いてあるところなんですけど、こちらについては、改正をしない予定でございます。

あとはデータなんですけども、アンケートについてはございますが、今、ちょっと手元に

は持ってございませんので、すいませんが、お答えはいたしかねます。

以上です。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

もう1点、それに関連してなんですが、今の町長のお答えの中ですね、閑散期を平準化してですね、利用いただくように、という意味合いからいきますとですね、この料金変更によって、最低価格が決まるのかなと思いますんで、もっとも利用客の少ない平日とかですね、シーズンじゃない時期の料金をもう少し安くする、そして、いわゆる入込客を増やすという考え方は、あるのかなのか、その点に関してよろしくお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、平準化と言ったですか、通年制と言ったように思うんですが、1年を通してですね、できるだけ使ってほしいということで、お話をさせていただいたんで、平準して利益をあわすというようなことではございませんので、他の部分は課長のほうから答弁いたさせます。

玉津充議長

石倉商工観光課長。

石倉充能商工観光課長

料金のほうなんですけども、全体のザクッとお話をさせていただきますと、通常期より繁忙期は約25%増しになっておりまして、その閑散期につきましては、その通常期の約25%オフという設定になっております。ですので、この料金については、条例で定める料金表というのは、あくまでも以内というお話ですので、その後、指定管理者さんとのお話により、下げるとすることも可能であると考えますし、まずはこの25%を下げた状態を閑散期ということで、案として持っております。

以上です。

玉津充議長

よろしいですか、ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第 8

玉津充議長

次に、日程第 8 議案第 7 号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第 9

玉津充議長

次に、日程第 9 議案第 8 号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第10

玉津充議長

次に、日程第10 議案第 9 号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第11

玉津充議長

次に、日程第11 議案第10号 紀北町水道水源保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第12

玉津充議長

次に、日程第12 議案第11号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題とします。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第13

玉津充議長

次に、日程第13 議案第12号 紀北町道の路線変更についてを議題とします。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第14

玉津充議長

次に、日程第14 議案第13号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本件については、最初に、6ページの繰越明許費補正から、歳入21ページまでの質疑を行い、歳出については、22ページの議会費から36ページの商工費までと、37ページの土木費から61ページの給与費明細書までに分割して質疑を行います。

それでは、6ページの繰越明許費補正から、21ページまでの歳入全体について、質疑される方はありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、歳入等の質疑を終わります。

次に、歳出、22ページの議会費から36ページの商工費までの質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

24ページで、地域おこし協力隊受け入れ事業が、マイナス442万4,000円となっております。

1人の方の予算かなと思われませんが、マイナスになった原因をお尋ねします。

玉津充議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

主なものといたしましては、当初予算におきまして、7月から3月まで2名ということで、計画をさせていただきました。募集をさせていただいたんですけども、結果的には1名の方が10月から、1名の方が12月からということになりますので、その分の賃金が減少になったというのが、主な理由でございます。

以上でございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

2名募集したけれども、10月からと12月からということで、精算されたということなんですけれども、この募集は、一般の職員でしたら、募集する期間が決まっているんですけども、どのような方法で募集されて、こういうことになるのかどうか、お伺いします。

玉津充議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

募集でございますが、メインといたしましてはですね、私どものホームページ等がメインになりますけれども、東京とか大阪とか名古屋で、開かれています移住相談会等へ職員が出向きまして、PRもさせていただいたところでございます。

ただ、現在、地域おこし協力隊といいますと、あちこちの市町村で、募集をしております、大変難しいというか、来ていただく方が少し難しい部分もございます。その中で、紀北町をできるだけということで、PRもさせていただきながら、職員としては頑張ったつもりなんですけれども、結果的には、相手方の会社を辞めるということもございまして、決定してからも、やはり何か月かが必要となります。そういうこともございまして、最終的には、10月と12月になってしまったというのが、理由でございます。

以上でございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

ホームページとか、出向いてということですけども、やっぱり受け付ける期間というのは、あるのではないかと思うんですけど、それはどのようになっているのか、お願いします。

玉津充議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

受け付ける期間でございますけども、どれやなければならぬとか、何カ月やなければならぬとか、そういうのはございませんけども、私ども最初やった時に、実は1名は直ぐに応募があったんですけども、もう1名がございました。その場合は、随時受け付けということで、延ばさせていただきました。

以上でございます。

玉津充議長

ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、議会費から商工費までの質疑を終わります。

次に、歳出37ページの土木費から61ページの給与費明細書までについて、質疑される方はありますか。

(「な し」 と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、土木費から給与費明細書までの質疑を終わります。

これで議案第13号についての質疑を終了します。

日程第15

玉津充議長

次に、日程第15 議案第14号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑される方はありますか。

(「な し」 と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第16

玉津充議長

次に、日程第16 議案第15号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第17

玉津充議長

次に、日程第17 議案第16号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第18

玉津充議長

次に、日程第18 議案第17号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

玉津充議長

ここで、暫時休憩とします。10時30分まで休憩とします。

(午前 10時 17分)

玉津充議長

休憩前に続きまして、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

日程第19

玉津充議長

次に、日程第19 議案第18号 平成29年度紀北町一般会計予算を議題とします。

本件については、最初に、8ページの債務負担行為から、39ページまでの歳入についての質疑を行い、歳出については、40ページの議会費から67ページの民生費までと、68ページの衛生費から96ページの土木費までと、97ページの消防費から132ページの給与費明細書までに分割して質疑を行います。

それでは、8ページの債務負担行為から、39ページまでの歳入について、質疑される方はございませんか。歳入全般です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、歳入等の質疑を終わります。

次に、歳出40ページの議会費から67ページの民生費までの質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

40ページからですね、ごめんなさい。47ページ、また、地域おこし協力隊受け入れ事業なんですけども、先ほども、補正のところでもお聞きしましたが、今回、1,200万円あがっているということで、先ほどの2名の方が、引き続き、受け入れたいとして、受け入れの方、プラスもう1名だと思われませんが、3人の方がどのような部署につかれるのか、お伺いします。

玉津充議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

まず2名につきましては、本年度から採用しておりますので、そのまま1名は、移住定住を中心とした職員で、企画課に配置となります。もう1名は、現在もおります、ふるさと納税担当で財政課のほうにおられます。その2人に、もう1人加えまして、追加の1人につきましては、農業関係の農業振興の関係で、地域おこし協力隊を採用してほしいという話がございまして、私ども企画課のほうで、予算としてはあげさせていただきました。

以上でございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

国の地域の移住・定住の事業だと思うんですけども、これは国庫100%だと思いますが、その点の確認と、全部、国のほうから支給される事業だと思いますが、その点の確認と。

地域おこし協力隊ということで、町内にも有能な方はおられると思うんですけど、これやっぱり外の方でないと、いけないということなんですけれども、小さい町でとりあいをするようなことがないように、たぶん全国の中にも縛りがあると思うんですが、そのところはどうかのでしょうか、お伺いします。

玉津充議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊でございますが、制度の概要といたしましては、都市部、都市地域から

過疎地域等へ、条件の不利地域といいますけども、住民票を移しまして、生活の拠点を移したものが、地方公共団体が募集する地域おこし協力隊員を委嘱するということになってございます。

ですから、同じような過疎地域と行き来ということとはできないということになっております。具体的にどうかといいますと、細かいので、いろいろあるんですけども、都市部からだったら、ほとんどはうちのほうへ来ていただけるというふうに考えてございます。

それと費用につきましては、全額、特別交付税で入ってくるということで、範囲内ということがありますが、以内でしたら、特別交付税で措置されるということになってございます。

以上でございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

国が応援しているというところで、わかりました。3名の方が、町の職員の皆さんと一緒に、仕事をされるということですけども、期限、最大限3年ということをお伺いしておりますけども、だいたい皆さんそのような予定で、そのまま紀北町に残ってくればいいなって、是非そういう希望もあるんですけども、そのところは、皆さんの選択の自由になっているのか。また、3年ということも、自由になっているのかどうか、お伺いします。

玉津充議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

期間でございます。活動の期間でございますが、概ね1年以上3年ということになってございます。この趣旨から言いましても、この地域おこし協力隊の任務が終了後、その地域で就職というか、住んでいただくというのが大前提でございますので、必ず住まなければならないということではございませんけども、住んでいただきたいということも踏まえて、お話もしておりますし、その期間において、新しい職も考えていただかなければならないというふうに考えております。

玉津充議長

質疑ございませんか。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

今の地域おこし協力隊ですけども、その選考する場合の能力、選考基準の中に、能力が入っていると思うんですけども、今回の農業のどうのこうの言ってましたけども、選考の場合の能力について、ちょっとお聞きします。

玉津充議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

今回の、平成29年度の農業につきましては、まだ具体的に募集要項は決めておりません。その部分につきましては、担当の農林水産課とも詰めさせていただきまして、募集要項を決定していきたいというふうに考えております。

前回、平成28年度につきましても、募集要項をそれぞれつくってございまして、その中でということで募集をしてございます。

以上でございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

ちょっと以前の募集要項を、ちょっとお聞かせ願えませんか。能力の部分だけで結構ですので。

玉津充議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

今、議員さんがおっしゃられました、能力というのはですね、大変難しい判断がございませう。ただ、うちとしてはですね、業務の概要というのを、提示をさせていただきます。例えばこういう、私どもに今おります、移住・定住促進業務ということで、空き家のコンシェルジュも含めましてということで、募集をしております、例えば一つの例として、空き家バンクとか、移住のリサーチとか、移住者がスムーズに地域に馴染めるようなサポートをできる方とか、そういうような状況で募集をさせていただきますので、議員のおっしゃられた能力とは、少し違いかもわかりませんが、そういう項目を、業務の概要として並べまして、募集をさせていただきます。

以上でございます。

玉津充議長

よろしいですか。

質疑ございませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

2点ほどお聞きします。

61ページの配食サービス事業ですが、900万円ちょっともっております。その配食サービスの、この金額は、申し込みをしている人もおるし、年々のその状況というのは、毎年上昇みなのか、それとも段々減っていつているのか、そこら辺のどこを、ちょっとわかっていたら教えていただきたいと思えます。

それともう1つは、62ページの老人ホームの件ですが、これについては、老人ホームの入所者の数というのは、結構、満杯ではないように思えます。しかし、昨年から介護職員、臨時職員ですか、嘱託職員ですか、その応募した時にも、実際にはなかなか、申し込みはあったけども、採用できなかった。そこら辺もあって、介護嘱託職員そのものの欠員ができているのではないかと思うんですが、その点を1つお聞きしておきます。

玉津充議長

堀福祉保健課長。

堀秀俊福祉保健課長

お答えさせていただきます。

まずですね、配食サービスのほうなんですけど、傾向としましては、だいたい横ばいです。配食サービスを受けられていた方が、途中でやめられて、また新しい方が入ってとかということで、若干、予算にしましては、多めに予算をとっております。それで、3月には精算するということで、今回ですと、1万1,000食ぐらいを予算しております。8千数百ぐらいになっております。いろんな理由がありますが、そういう傾向で推移しております。

それから、老人ホームのこと、職員につきましてはですね、確かに嘱託職員を公募するんですが、なかなか応募がないという状況が続いております。それでということではないんですが、嘱託とか臨時の職員だけでなくですね、3分の1にあたる介護職員については、年次計画で正職をとっていかうという中で、そっちのほうの予算も計上して、備えているところでございます。

以上です。

玉津充議長

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、議会費から民生費までの質疑を終わります。

次に、68ページの衛生費から96ページの土木費までの質疑をされる方ございませんか。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

ありませんと言わないでください。

87ページのですね、観光活性化対策事業の中のトレッキングコース、ちらっと聞いたんですけども、この間、道標の設定は、どことどこですか、これは。

それから、予定される場所は、既に道標が、前、濱田総務課長が商工観光課長している時に、私がこことこの道標は必要だということも申し上げたことがあるんですけども、道の整備も含めて。そういうところも含めて、全て道標、めざしておる道標が全部これで完了するかどうか。今後、予定される場所は、あるのどうかも含めて、一括して願います。

玉津充議長

石倉商工観光課長。

石倉充能商工観光課長

質問にお答えいたします。

今回、予定しているところはですね、トレッキングコースのコース自体の全延長が長いものですから、途中途中のポイントにですね、危機管理対策としまして、よく道路なんかでもあるんですが、ポイントがわかるような道標というよりも、何コースの何番というような形のポイントの標識を立てまして、もしどっかで怪我をされたとか、体調が悪くなった場合にですね、どこのポイントのところで、どのポイントから少しどちらかに動いたところとか、消防なんかにですね、その救急の要請をかけたりにする時に、わかりやすいような形の道標を設置するという予定でございます。

今後につきましても、何らかの形で、必要となれば、そういう手筈もしていくことも考え

たいと思っております。

以上です。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

今回の道標は、どこからどこまでですかということに、答弁がなされていないです。

玉津充議長

石倉商工観光課長。

石倉充能商工観光課長

すいませんでした、漏れておりました。全域になります、今回のおちよぼ岩トレッキングコースとして整備、マップでさせていただいた、どう説明したらよろしいですやろ、基本、駐車場を、トレッキングコースのマップはですね、駐車場をメインと考えまして、そこから歩いてぐるっと水平道から回ってですね、天狗倉山だとか、便石のほうまで、ぐるっと回って、キャンプinnなり権兵衛の里まで下りてくるような、もちろん途中で熊野古道もございませうけども、そのコースについて、熊野古道については道標が、そのポイントの何番の何番という形の書き方で書いてございませうで、その付いてないところにですね、ポイントのわかる標識を立てて、目印とさせていただくという予定でございませう。

以上です。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

ちょっと気になる言葉が、その中であつたんですけども、その名称でですね、おちよぼ岩という名称があつたんですよ。これは海山の歴史的な、歴史研究家の皆さんで集まっている、歴史研究会の中では、おちよぼ岩というのは、尾鷲がおちよぼ岩を使っているけども、当町につきましては、海山からですね、カンカケと呼び名なのでありますので、一度検討して、歴史研究家の皆さんに伺ってください。カンカケですので、正しい名称は、海山のほうはね。以上です。

玉津充議長

石倉商工観光課長。

石倉充能商工観光課長

調べて検討させていただきます。

以上です。

玉津充議長

ほかに質疑ございませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

84ページでですね、海岸保全施設整備で、三浦矢口のことなんですけれども、説明の中で、29年度から県の補助金がなくなったというお話がありましたが、ここに至った経過をお願いしたいと思います。

玉津充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

確かにですね、議員おっしゃられるとおり、平成29年度からは、県のいわゆる上乗せ補助というのは、廃止となりました。これは三重県ですね、市町への補助制度等の見直しによるものでございます。この海岸保全施設整備事業、農山漁村施設整備交付金と言われる形ですね、国のほうから支給されておまして、それが国の補助率は50%でございます。それが、以前、平成27年度以前までは、県のそれに加えて上乗せ補助が35%ございました。それが平成28年度は10%に、臨時支援という形でなされてございました。それが、平成29年度からはですね、先ほど申し上げました、県の補助制度の見直しにより、廃止となったというところでございます。

これにつきましてはですね、町、私どもといたしましても、県と折衝をさせていただきました。ただ、なにぶんですね、ある意味、県の方針ということもございます。そういった中でですね、今回の予算計上という形になったものでございます。ただ、町といたしましてはですね、その県の上乗せ補助がなくなったとしても、当然、事業の早期完成ということをめざしていくという方針の下でですね、今回の予算計上をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

長年、これ県への委託事業だったと思うんですけども、三浦と矢口、平成23年度からですか、そういう交付金を充当して行ってきて、町の負担が起債もございました、今回ですね、やっていく中で、今年度については、今、お話をかったんですけども、来年度のことはわからないというかもしれませんけれども、やはり今年度大変ですのでですね、どのような見通しとか、働きがけとか、行っていく予定なのか、お伺いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これね、国50、県35%から始まりました。我々としても、この数字を基に三浦と矢口の改修計画を立てたわけなんです。それがこうやって減らされてきましたんで、私も副町長もですね、県のほうへは十分お話をさせていただいております。県がですね、去年が70%減、今年が55%まで減になったというような過程から、我々としては、国50、県35の予定で事業を始めたんやということで、大変要望のほうもしっかりさせていただいたんですが、やはり、こう県のほうのことなんで、逆に今回、以前よりも多くの予算をあげていると思います。これは何故かというとはですね、県の皆さん大変だったら、県0なんですから、今まで10%なり、35%だと、県の予算の枠の縛りがありましたんで、積極的に国に取りにいかしてくださいということで、この数字をあげさせていただきました。予算がないと取りにいかせないので、だから、国の50%をもっともっと多く取ってくださいという話なんですけど、国もですね、大変厳しい状況の中で、来年度どのようになるか見込めません。

ただ、我々としては、希望的なこういう数字をあげているのは、これ合併特例債で進めております。ですから、合併特例債の範囲内で、できるかぎりこの工事を前倒しできるのであれば、進めていきたいという思いから、この数字が出ておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。29年、国のほうからですね、その50%がどれだけ取れるかというのは、ちょっと今の段階では、ちょっとわかりませんが、我々としては、いろいろな方を通じてですね、要望はしてまいりたいと、そのように思っております。

玉津充議長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、衛生費から土木費までの質疑を終わります。

次に、97ページの消防費から132ページの給与費明細書までの質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

よろしいですか。

以上で、消防費から給与費明細書までの質疑を終わります。

これで議案第18号についての質疑を終了します。

日程第20

玉津充議長

次に、日程第20 議案第19号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第21

玉津充議長

次に、日程第21 議案第20号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第22

玉津充議長

次に、日程第22 議案第21号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第23

玉津充議長

次に、日程第23 議案第22号 平成29年度紀北町水道事業会計予算を議題とします。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑が、全て終了しました。

玉津充議長

委員会付託表配付のため、この場で暫時休憩します。

委員会付託表を配付してください。

(午前 10時 54分)

玉津充議長

再開します。

(午前 10時 56分)

玉津充議長

お諮りします。

ただいま、議案となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙、委員会付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

玉津充議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

付託案件の審査については、3月6日、月曜日に、総務産業常任委員会、3月8日、水曜日に教育民生常任委員会の開催となります。いずれも午前9時30分からの開会であります。

委員会の運営に当たっては、各委員長において取り計らいくださいますよう、お願いします。また、1日で付託議案の審査が終わらない時には、予備日を利用させていただきたいと思います。

玉津充議長

本日は、これで散会とします。

(午前 10時 57分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 9 年 6 月 6 日

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 家崎仁行